

関ヶ原町こども園給食調理業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

関ヶ原町では、町立こども園の給食調理業務を令和6年度から民間事業者に委託している。

本業務の実施に当たっては、こども園の給食調理業務がその性質上、衛生管理、食物アレルギー等の乳幼児の健康管理など、きめ細かい対応が必要となる。

本プロポーザルは、こども園の乳幼児に安全で質の高い美味しい給食を提供することができる最適な受託候補者を選定するために行うものである。

2. 業務概要

(1) 業務名

関ヶ原町こども園給食調理業務

(2) 対象施設

関ヶ原町大字関ヶ原 811 番地の 181 (仮称) せきがはらこども園

(3) 調理食数

別紙「関ヶ原町こども園給食調理業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)の対象者及び食数のとおり

(4) 業務内容

給食調理業務 ((1) 献立の作成、(2) 食材料の発注及び支払い、(3) 調理、(4) 配膳及び片付け、(5) 衛生管理及び設備管理、(6) その他付帯する業務)

※詳細は別紙「仕様書」のとおり

(5) 委託期間

令和8年6月1日から令和11年3月31日まで

(6) 募集方法

公募型プロポーザル方式

3. 参加資格要件

参加事業者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 参加表明書の提出日において、関ヶ原町の入札参加資格者名簿に登録があること。
- (2) こども園等の給食調理業務を受託し、履行した実績（履行中のものを含む。）があり、業務を確実かつ円滑に遂行できる知識及び経験が豊富な人材を有する法人であること。
- (3) 会社経歴及び経営状態が正常かつ良好なこと。
- (4) こども園給食に深い理解を有し、こども園給食の目標達成に協力的であること及びアレルギー対応について理解していること。
- (5) こども園給食に関する安全衛生管理について、十分な能力を有していること。
- (6) 調理業務従事者に対し、食品の安全衛生管理に関する教育が徹底されていること。

4. 参加事業者の制限

次のいずれかに該当する者は、参加事業者となることはできない。

- (1) 公募開始日から契約締結日までの間に、関ヶ原町より競争入札参加資格者指名の停止を受けてい

- る者
- (2) 国税及び地方税を滞納している者
 - (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規定により、一般競争入札等への参加を制限されている者
 - (4) 関ヶ原町暴力団排除条例（平成 24 年条例第 2 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び同条第 2 号に規定する暴力団員に該当しない者
 - (5) こども園給食等に係る業務において、他の地方公共団体から業務停止命令を受け、その日から 5 年を経過していない者
 - (6) 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）の規定により、営業許可を取り消され、当該取り消しの日から起算して 5 年を経過していない者
 - (7) 令和 6 年 4 月 1 日以降に、食品衛生法に基づく営業禁止又は営業停止処分を受けた者

5. 失格要件

- 参加事業者が、参加表明書を提出してから受注者が決定されるまでの間に、次のいずれかに該当したときは、当該参加事業者を失格とし、又は審査の対象より除外するものとする。
- (1) 参加資格要件を満たさないこととなったとき。
 - (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
 - (3) 一つの参加事業者が複数の提案を行ったとき。
 - (4) 提案書等の作成にあたり、第三者の著作権を侵害する提案をしたとき。
 - (5) 参加表明書又は提案書等に虚偽の内容が記載されているとき。
 - (6) 参加事業者が不渡手形又は不渡小切手を出したとき。
 - (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用申請等により、契約の履行が困難と認められる状態に至ったとき。
 - (8) 審査の公平性に影響を与える行為があったとき。
 - (9) 著しく信義に反する行為があったとき。

6. 参加に関する留意事項

- 参加に関する留意事項は、次のとおりとする。
- (1) 参加事業者は、提案書等の提出をもって、この実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。
 - (2) 参加に関して必要な費用は、全て参加事業者の負担とする。
 - (3) 提案した内容は、実現を約束したものとみなす。
 - (4) 参加事業者からこの実施要領に基づき提出される書類の著作権は、作成者に帰属する。ただし、採用した提案書等の著作権は、町に帰属する。
 - (5) 採用・不採用に関わらず、町は本プロポーザルの報告、公表等のために必要な場合は、提出書類等の内容を無償で使用できる。
 - (6) 参加事業者は、実施要領に基づき提出する書類を提出期限までに限り変更することができるものとする。提出期限経過後は変更することができないものとし、また、その理由如何に関わらず提案書の返却はしない。
 - (7) 町が必要と認める場合は、参加事業者に追加書類の提出を求め、また、記載内容に関する聞き取り調査を行うことがある。

(8) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、関ヶ原町情報公開条例（平成 15 年関ヶ原町条例第 22 号）に基づき、提案書等を公開することがある。

7. プロポーザルのスケジュール（予定）

公募開始（町ホームページ掲載）	令和 8 年 1 月 5 日（月）
質問の受付期限	令和 8 年 1 月 16 日（金）
質問の回答	令和 8 年 1 月 21 日（水）
参加表明書の提出期限	令和 8 年 1 月 28 日（水）
提案書等の提出期限	令和 8 年 2 月 6 日（金）
プレゼンテーション及びヒアリング	令和 8 年 2 月中旬から下旬
審査結果の通知	令和 8 年 2 月下旬
契約の締結	令和 8 年 4 月 1 日（水）
給食開始	令和 8 年 6 月 1 日（月）

8. 募集の周知及び実施要領等の配布

（1）期間

令和 8 年 1 月 5 日（月）から令和 8 年 1 月 28 日（水）まで

（2）周知及び配布方法

町ホームページ及び関ヶ原町役場住民課窓口にて配布

9. 実施要領等に関する質問・回答

実施要領等に関する質問がある場合は、以下のとおり質問書を提出すること。

（1）受付期間

令和 8 年 1 月 5 日（月）から令和 8 年 1 月 16 日（金）午後 5 時締切

（2）提出方法

質問書（様式第 12 号）に必要事項及び質問内容を簡潔にまとめ、電子メールで提出するものとし、送信時には必ず電話で受信の確認を行うものとする。

（3）提出先

関ヶ原町役場住民課

【住 所】〒503-1592

岐阜県不破郡関ヶ原町大字関ヶ原 894 番地の 58

【電 話】0584-43-1113（課直通）

【F A X】0584-43-2120

【メールアドレス】jyuumindaihyou@town.sekigahara.gifu.jp

（4）回答方法

質問に対する回答は、令和 8 年 1 月 21 日（水）までに、町ホームページ内で公表する。なお、質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなします。

10. 参加表明書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、以下のとおり作成し提出すること。

- (1) 提出書類
参加表明書（様式第1号）
- (2) 提出先
9. (3) に同じ
- (3) 提出方法
持参又は郵送（郵送の場合は、簡易書留又は書留とし、期限までに到着するよう発送すること。）
- (4) 提出期限
令和8年1月28日（水）午後5時締切

11. 提案書等の提出

本プロポーザルの提案書等は、次のとおり作成し提出すること。

- (1) 提出書類
関ヶ原町こども園給食調理業務プロポーザル提案書
- (2) 提出先
9. (3) に同じ
- (3) 提出部数
8部（正本1部、副本7部）
 - ① 提出書類はA4版、横書き、左綴じ、ページ番号を付し、文字サイズ10.5ポイント以上とすること。
 - ② 関ヶ原町こども園給食調理業務プロポーザル提案書の目次の順序で製本し、インデックスを付け、簡易なA4ファイルで提出すること。
 - ③ 副本には参加事業者名が特定できる語句及びマーク等を記載しないこと。
- (4) 提出方法
持参又は郵送（郵送の場合は、簡易書留又は書留とし、期限までに到着するよう発送すること。）
- (5) 提出期限
令和8年2月6日（金）午後5時締切

12. 選定委員会

プロポーザルの審査は、関ヶ原町こども園給食調理業務受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行う。

13. 審査手順

- (1) 応募資格の確認
提出書類に基づき、関ヶ原町役場住民課で応募資格を確認する。
- (2) プレゼンテーション及びヒアリング
 - ① 選定委員会は、参加事業者を対象に、1事業者ずつプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行う。
プレゼンテーションは20分以内、ヒアリングは15分以内、出席者は1事業者3人以内とする。
※パワーポイント等のパソコンを使用する場合は、町が準備するスクリーン、プロジェクター、プロジェクターとの接続ケーブル（HDMI）及び電源コンセントを使用できる。それ以外に必

要な機材（パソコン、ポインター等）は各自持参すること。なお、審査の順番については提案書等の受付順とする。

- ② プレゼンテーション及びヒアリングは全て匿名で行う。
- ③ 審査の結果、同点の事業者が複数ある場合は、「14. 審査基準（2）技術力評価」の評価点数が高い順に順位をつける。その評価点数が同点の場合は、「14. 審査基準（1）企業評価」の評価点数が高い順に順位をつける。
- ④ 開催日時及び場所等の詳細については別途通知する。

（3）審査の結果

審査結果は、全参加事業者に文書で通知する。また、最終審査結果は、町のホームページ内でも公開する。（2月下旬予定）

14. 審査基準

審査における評価項目及び配点は次のとおりとする。

（1）企業評価

- ① 企業理念 【配点】 10 点
 - ・こども園給食調理業務に対する基本的な考え方
(本業務の趣旨と合致、先進的な取組への姿勢)
 - ・こども園給食調理業務に取り組む意欲
(本業務の事業展開の発展性、将来性)
- ② 経営状況 【配点】 5 点
 - ・経営母体の財務健全性
(3年間継続した請負の可能性)
- ③ 業務実績及び受託体制 【配点】 5 点
 - ・こども園等給食調理業務の受託実績及び受託体制
(受託実績はあるか、受託できる体制の整備)

（2）技術力評価

- ① 危機管理体制 【配点】 20 点
 - ・調理及び異物混入等発生時の処理体制
(事故発生時の対応)
 - ・食中毒、感染等発生時の配食体制
(事故発生時の配食体制、マニュアルの作成)
 - ・調理業務従事者の健康管理体制
(調理業務従事者の健康管理体制)
- ② 提案内容の的確性 【配点】 30 点
 - ・こども園給食の専門性、サービス水準
(サービス水準向上のための取組み)
 - ・安心、安全な給食の提供に関する実施方針
(指揮命令系統、町との連絡体制)
 - ・調理業務従事者の配置計画
(有資格者、実務経験者の配置等の組織体制)

③ 調理業務従事者の待遇 【配点】10点

- ・調理業務従事者の休暇の確保及び代替職員確保体制
(有給休暇の取扱い、休暇の代替員の確保)
- ・調理業務従事者の勤務体制及びローテーション
(長期雇用の取組、調理業務従事者の負担軽減)
- ・継続雇用及び地元採用計画
(現調理員の雇用、地元採用の優先性)

④ 調理業務従事者の研修計画 【配点】5点

- ・調理業務従事者に対する巡回指導
(調理業務従事者の監視、指導の徹底)
- ・受託から業務開始までの研修計画
(業務の引継計画、指揮命令系統の確立)

⑤ こども園との食育企画 【配点】5点

- ・こども園との連携及び食育の取組
(こども園との連携、食育の推進)

(3) コスト評価

① コスト削減の取組 【配点】10点

- ・見積価格が最低である者を1位として10点とし、最低見積価格÷当該見積価格×10点で算出する。(小数点以下は切り捨てる。)
(コスト削減への取組)

15. 業務価格の上限

関ヶ原町こども園給食調理業務に係る業務価格の上限は下記のとおりとする。(消費税及び地方消費税を含む。)

令和8年度	30,000,000円
令和9年度	36,000,000円
<u>令和10年度</u>	<u>36,000,000円</u>
合 計	102,000,000円

応募段階での見積金額が上記の上限金額を超える提案については、その段階で失格となる。なお、消費税率が変更された場合は、変更契約するものとする。

16. 契約の締結

- (1) 審査の最高得点者を本業務の受託候補者とし、契約締結の交渉を行う。ただし、当該交渉が不調のときは、次に得点の高い事業者から順に契約交渉を行い、合意に達した事業者と契約を締結する。
- (2) 契約書は、仕様書及び提案書に基づいて決定するものとし、当初仕様書に変更が生じる可能性があることから柔軟に対応すること。
- (3) 当初契約においては、委託期間中、利用児童数等の大幅な変動がないものとした金額で契約する。ただし、利用児童数等の大幅な変動により経費に変動がある場合は、双方の協議により変更契約できるものとする。
- (4) 予算が成立しなかった場合は、契約は締結しない。その場合において、受託候補者が本事業に係

る業務及び管理のために支出した費用等については、一切補填しない。

17. 開設準備期間

受託候補者決定の日から令和8年5月31日までの間を開設準備期間とし、仕様書に掲げる調理員等の確保、指揮命令系統の確立、備品の確認などを行うものとする。なお、開設の準備に関する費用は、受託候補者の負担とする。

18. 提出書類等一覧

提案書等の提出書類は、次のとおりとする。なお、各様式を補完する書類の添付は妨げないものとする。

書類名	様式番号	要提出
参加表明書	様式第1号	<input type="radio"/> (事前)
企業理念に関する提案書	様式第2号	<input type="radio"/>
経営状況に関する報告書	様式第3号	<input type="radio"/>
業務実績及び受託体制に関する提案書	様式第4号	<input type="radio"/>
危機管理体制に関する提案書	様式第5号	<input type="radio"/>
提案内容の的確性に関する提案書	様式第6号	<input type="radio"/>
調理業務従事者の雇用に対する待遇に関する提案書	様式第7号	<input type="radio"/>
調理業務従事者の研修計画に関する提案書	様式第8号	<input type="radio"/>
こども園との食育企画に関する提案書	様式第9号	<input type="radio"/>
コスト削減に対する取組に関する提案書	様式第10号	<input type="radio"/>
見積書	様式第11号	<input type="radio"/>
質問書	様式第12号	※1
直近3年分の国税及び地方税の納税証明書 (本社分のみ。ただし、支社が提案書を提出する場合は、支社分を含むものとする。)		<input type="radio"/>
登記事項証明書（商業登記）		<input type="radio"/>
会社案内のパンフレット		<input type="radio"/>
不測の事態発生時の独自の対応マニュアル		※2
給食調理業務に係る独自のマニュアル		※2

※1 質問がある場合のみ提出

※2 独自のマニュアルがある場合のみ提出